

市立四日市病院職員（手話通訳士）採用試験要項

1 募集職種、主な業務

①募集職種 手話通訳士

②主な業務 手話通訳業務

（手話通訳業務を優先しますが、手話通訳業務がない時間帯においては、医療相談業務、他医療機関との病診連携業務、退院支援業務等にも従事いただきます。）

（手話通訳業務以外の業務については、健常者への対応業務を含みます。）

2 採用予定人数 1人程度

3 勤務場所 市立四日市病院

4 採用予定日 令和8年4月1日、7月1日、10月1日、令和9年1月1日のいずれか

5 受験資格 次の①～⑤の条件を満たす人

① 昭和56年4月2日以降に出生し、手話通訳士の資格を有する人

② 社会福祉士、精神保健福祉士、ケアマネジャー、看護師の資格・免許を有する人または医療、福祉、介護に関する職務経験が通算2年以上ある人

③ 学校教育法に基づく大学院（修士課程）、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校専門課程、中等教育学校若しくは高等学校（これに準ずる養護学校高等部等の学校を含む）又はこれらに相当すると病院事業管理者が認める学校等を卒業した人

④ 地方公務員法第16条に定める欠格条項に該当しない人

⑤ 外国籍の人は、永住者又は特別永住者の在留資格を有する人

※同一年度での受験は、1人1回とします。

※手話通訳者の資格を有する人、受験資格②に該当しない人については、別途、会計年度任用職員としての募集がありますので、そちらをご確認ください。

6 試験日及び会場

日時：受験申込後に通知します。

会場：市立四日市病院（四日市市芝田二丁目2番37号）

7 試験科目

教養試験（60分）文章読解能力、数的能力、一般知識等についての筆記試験

小論文（60分）当日指定されたテーマに対する作文

適性検査（50分）職務遂行上必要な資質及び組織への適応性について測定するクレペリン検査

面接（30分程度）手話技能についての実技試験、人物及び職務に対する適応性等の総合評価を行います

8 受験申込方法

受験を希望される方は、市立四日市病院総務課までお電話をお願いします。

(TEL (059) 354-1111 内線5212)

採用可能な日などをお聞きした上で、具体的な申込方法をお伝えします。

9 受付期間

随時受付（採用状況に応じて締め切る場合があります）

※受付時間は月～金曜日（祝日を除く）午前8時30分から午後5時15分まで

■ 勤務条件（令和7年4月1日現在）

（1）初任給（金額は地域手当（9%）を含む）

245,904円（大学卒の場合）

238,056円（短大（3年制）卒の場合）

229,554円（短大（2年制）卒の場合）

212,005円（高校卒の場合）

- ・初任給は、前職歴に応じて加算される場合があります
- ・諸手当として扶養手当、通勤手当、住居手当、特殊勤務手当、地域手当、期末・勤勉手当（4.6月分）などが支給されます
- ・民間給与の動向に応じて改定される国家公務員給与に準拠して給与改定があります
- ・「四日市市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則」が改正される場合があります

（2）勤務時間 午前8時30分～午後5時15分（1週間あたり38.75時間）

（3）休日 土曜日・日曜日（週休2日制）、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

（4）休暇 年次有給休暇が年間20日あり残日数がある場合は翌年度に繰り越すことができます

その他、結婚休暇、出産補助休暇など規則で定められた特別休暇があります

（5）福利厚生 共済組合・職員共済会の事業として、各種福利厚生事業の充実を図っています

《 参 考 》

☆ 地方公務員法第16条（欠格条項）

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

1. 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
2. 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
3. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
4. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

《 参 考 》

外国籍職員の任用に関する基準について

「公権力の行使または公の意思の形成への参画にたずさわる公務員となるためには、日本国籍を必要とする」という公務員の基本原則に基づき、四日市市においては、外国籍の職員は次のような職務につくことはできません。

1 公権力の行使にあたる職務について

「公権力の行使」にあたる職務とは、次のとおりです。

- （1）市民に対して公益的な必要から市民の権利や自由を制限する内容を含む職務
- （2）市民に対して義務や負担を一方的に課す内容を含む職務
- （3）市民に対して義務の履行を強制したり、強制力をもって執行する内容を含む職務
- （4）その他公権力の行使に該当することとなる職務

2 公の意思の形成への参画にあたる職について

「公の意思の形成への参画」にあたる職とは、四日市市の行政について企画、立案、決定等の政策形成に関与する職であり、原則として専決権限を有する課長以上の職及び代決権限を有する課長補佐以上の職並びに本市の基本政策、人事及び財政等を担当する職が該当します。

外国籍職員の任用にあたっては、公務員の基本原則に抵触しない職であればつくことができます。専門的な特命事項を担当する課長級以上の担当職及び課長専決権限を全部適用しない出先機関の長並びに課長補佐相当職以下（本市の基本政策、人事及び財政等を担当する職を除く）の職（具体的には課付主幹、係長、主幹）への昇任は制限されません。